

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例

客引き行為等をしない
させない
利用しない



客引き行為等禁止地区における、

- ① 客引き行為・客待ち行為の禁止(全ての業種)
- ② 勧誘(スカウト)行為・勧誘待ち行為の禁止
- ③ 客引き行為・勧誘行為を用いた営業の禁止

※①②については「する」ことと「させる」ことが禁止されます。



事業者の方は、禁止規定を順守するとともに、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導・監督をお願いします。



一般の方は、客引き・勧誘等はきっぱりと断り、ついていかないようにしましょう。

違反者の措置

※平成31年4月1日から運用開始

客引き行為等禁止地区において違反行為を行った場合

指導 警告 命令 過料

の罰則が科されます。(5万円以下)
さらに命令に従わない場合、

氏名・住所・店舗名等を公表します。

なお、違反行為者だけでなく客引き行為等をさせた店舗や事業者も、指導・警告・命令・公表及び過料の対象となります。(両罰規定)

客引き行為等禁止地区



熊本市の区域のうち、主要地方道熊本五名線と市道城東町上林町第1号線の交わる部分を起点とし、順次同市道、主要地方道熊本高森線、市道紺屋今町花畑町第1号線、市道紺屋今町辛島町第1号線、一般国道3号線及び主要地方道熊本五名線を経て起点に至る道路(以下「道路」という。)の区域並びに道路で囲まれた区域

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例

この条例による規制の対象となる行為

相手を特定して客又は従業員となるよう誘う行為（させる、用いる営業を含む）

禁止規定.1 客引き行為・客待ち行為（すべての業種）

1 客引き行為

（業種の指定なし）

不特定の者の中から相手方を特定して、客となるよう誘う行為をいいます。



2 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。



禁止規定.2 勧誘（スカウト）行為・勧誘待ち行為

3 勧誘行為

（業種の指定あり）

不特定の者の中から相手方を特定して、ソープランド、ファッションヘルス、アダルトビデオへの出演、スナック、キャバクラ等の役務に従事するよう勧誘する、いわゆるスカウト行為をいいます。



4 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。



禁止規定.3 客引き行為・勧誘行為を用いた営業

5 客引き行為又は勧誘行為を用いた営業

客引き行為や勧誘行為を受けた者を、客として当該事業者の店舗等に立ち入らせ又は役務に従事させる営業をいいます。



この条例による規制の対象とならない行為（相手を特定しない広報、宣伝、集客等）

- 道路使用許可を得て、不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをするのは宣伝行為として規制の対象外です。ただし、これらの行為であっても、客となるよう誘う取引や交渉に発展すれば、客引き行為に該当します。
- 店舗から、不特定多数の人に対して「いらっしやい、いらっしやい」等と呼びかける行為も規制の対象外となります。



注意! この条例の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律や熊本県迷惑行為等防止条例に違反する行為は、それぞれの法令による処罰の対象となります。

客引き行為等に関する問い合わせ・情報提供先

熊本市 市民局 市民生活部 生活安全課
TEL:096-328-2397 FAX:096-353-2501
電子メール: shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp